

ADL維持等加算 よくあるご質問

〈平成31年2月5日横浜市作成〉

18	ADL維持等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)は、算定しようとする月の5時間未満の通所介護の算定回数が5時間以上の通所介護の算定回数以上の利用者でも算定できるのか。	算定可能です。
19	ADL維持等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)は、算定しようとする月の通所介護の利用が所要時間3-4ないし、所要時間4-5の利用者でも算定できるのか。	算定可能です。 事業所に通う全要介護者が加算の算定対象です。
20	31年度の加算が取得できなくなったとき、31年4月に報告していれば、31年4月から利用を開始する利用者(評価の対象になった年に利用がなかった方)に対しても(Ⅱ)を4月から算定していいのか。	算定可能です。ただし、Ⅱを算定するには、算定日が属する月にADL値を測定し、その結果を給付費明細欄のサービス内容「通所介護ADL維持等加算Ⅱ」の適用欄に結果を入力し、提出している必要があります。